

学校援助基金規程

第1章 総 則

第1条 名称

本基金は、浦和学院高等学校同窓会学校援助基金と称する。

第2条 目的

本基金は、浦和学院高等学校の発展を願い、同窓会会員からの資金援助のもと、浦和学院高等学校及び在校生に対して、助成を目的とするものである。

第2章 基金の活動

第3条 活動方法

1. 本基金の援助対象は次の通りである。
 - ・ 学校記念事業への援助。
 - ・ 全国大会（又はそれに同等する公式大会）において全校応援が実施される場合、その応援活動に対する助成。
 - ・ 学校行事への援助。
 - ・ 特に顕著な功績のある在校生への表彰。
2. 本基金による助成金の額は、別に定める事務局内規により支給される。
3. 本基金の支給は第3条1項・のみを自己申告制（事前）とし、その他は同窓会常任幹事会運営委員会が内容を審議し、同窓会会長が該当する事業・行事・団体・個人に対して助成を行う。
4. 本基金からの援助活動（助成金の授与）は在校生が認知することのできる場において行い、その助成が適切で役立つものとなるように努める。
5. 本基金の受給手続きは、別に定める事務局内規により行われる。

第3章 基金の運用及び会計

第4条 資本金及び運用資金

1. 本基金は、同窓会活動の事業の一環として行われており、基金の運用にあたっては、同窓会より次の資金を資本金として基金の運用に充てる。
2. 本基金は、前項に定めた資本金を基に次の運用資金に寄り基金の運用を図る。
 - ・ 卒業時5,000円を協賛金として納付する。
 - ・ 同窓生より協賛金として募金を募る。

第5条 会計年度

本基金の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第6条 会計監査

会計監査にあたっては、毎年度修了後2ヶ月以内に次の書類を作成し、監査を受けこれを同窓会本部に備えなければならない。

1. 収支決算書
2. 事業報告書

第7条 会計の承認

会計監事は、前条の書類を受理した時は、遅滞なく監査し、その結果を同窓会新聞に掲載し会員の

承認を得るものとする。

第 4 章 付 則

第 8 条

この規約の施行に関し、必要な事項は同窓会常任幹事会運営委員会の審議を経て同窓会会長が別に定める。

本規程は、

平成 9 年 4 月 1 日 施 行

平成 16 年 4 月 1 日 一部改訂

平成 17 年 4 月 1 日 一部改訂

